

「共生社会」の実現のために

障害者差別解消法施行から2年が経過しました

「障害者差別解消法」は、障がいのある方への差別をなくすことで、障がいのある方も共に生きる社会をつくることを目指しています。

Q 障がい者に対する差別とは？

法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別であるとされています。

■不当な差別的取扱い

「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだからといってお店に入れないなどは、障がいのない方と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」になります。

■合理的配慮をしないこと

聴覚障がいのある方に声だけで話す、視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読みあげない、知的障がいのある方にわかりやすく説明しないことは、障がいのない方にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある方には情報を伝えないことになりませう。

	障がい者への不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮の提供
国・地方公共団体等	禁止	法的義務
会社・お店(民間事業者)	禁止	努力義務

表 国・地方公共団体と民間事業者

障がいのある方が困っている時にその方の障がいに配慮した必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障がいのある方に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。

Q 差別した会社・お店などは、どうなりますか？

障がいのある方にどんな対応をしたか役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意をされることがあります。

Q 障がいのことで差別されたら、どうしたら良いですか？

市では、障がい者差別に関する相談を行う「地域相談員」を福祉課内に配置して、相談体制を整備していますので、障がいを理由とした差別を感じた時は気軽にご相談ください。

☆福祉課窓口到手話通訳士を設置

聴覚等に障がいのある方が生活上の相談や市の窓口で手続きを円滑に行えるよう、本年度から手話通訳士を設置します。

■設置日時

毎週木曜日(祝日は除く)
9時～12時・13時～16時

☆「ヘルプカード」を配布します

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困った時に、周囲に自己の障がいなどについて説明し、手助けや支援を求めやすくするために、

ヘルプカードを作成することとしました。

次のとおり、窓口で配布するとともに、障がい等が重い方には個別に郵送しますので、ご活用ください。

■郵送対象者

- ・重度心身障害者医療費助成金受給資格者
- ・障害福祉サービス利用者
- ・認知症徘徊SOSネットワーク登録者

■配布・郵送時期 5月頃

※障害手帳等をお持ちでなくても希望者には配布します。(1人1枚)

■配布場所

・福祉課・保健福祉センター
・障害者差別解消支援地域協議会を設置

障害者差別解消法に基づき、差別を解消するための取組を効果的に行うため、蕪崎市と北杜市の共同により「峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会」を本年度から設

置します。協議会では、以下の団体等の代表者を委員とし、差別事案の情報共有や解決に向けた協議等を行います。

- ①相談支援事業者
- ②障害福祉サービス事業者
- ③保健および医療関係者
- ④教育および雇用関係機関に所属する者
- ⑤障がい者関係団体に所属する者
- ⑥山梨県障害者居住条例に規定する障害者差別地域相談員
- ⑦障がい者およびその保護者
- ⑧関係行政機関の職員
- ⑨その他市長が必要と認める者

■啓発デーです

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。日本では、4月2日から8日まで「発達障がい啓発週間」としていますのでお知らせします。

■問い合わせ

福祉課障がい福祉担当
(内線1822～1805)



▲ヘルプカードイメージ図